

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月29日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月25日から 令和 8年 9月 1日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月 8日 午前 9時00分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月29日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 9月10日 午前10時00分から 令和 8年 9月10日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂
 地 番 495 番 2
 地 目 宅地
 地 積 497.36 平方メートル

- 2 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂
 地 番 495 番 3
 地 目 宅地
 地 積 439.44 平方メートル

- 3 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂 495 番地 3
 家屋 番号 495 番 3
 種 類 事務所
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 23.18 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 作業所
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 74.52 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 5月25日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂
 地 番 495番2
 地 目 宅地
 地 積 497.36平方メートル

- 2 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂
 地 番 495番3
 地 目 宅地
 地 積 439.44平方メートル

- 3 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂495番地3
 家屋 番号 495番3
 種 類 事務所
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 23.18平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 作業所
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 74.52平方メートル



令和7年(ケ)第66号
令和7年12月3日受理
令和8年2月24日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所高崎支部

執行官 狩 俣 辰 男 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂
 地 番 495番2
 地 目 宅地
 地 積 497.36平方メートル
- 2 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂
 地 番 495番3
 地 目 宅地
 地 積 439.44平方メートル
- 3 所 在 高崎市三ツ子沢町字板堂495番地3
 家屋 番号 495番3
 種 類 事務所
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 23.18平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 作業所
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 74.52平方メートル



(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	群馬県高崎市三ツ子沢町495番地3 付近		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 畑 (物件) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐		
その他の事項	☒ 物件1の土地上にコンテナ (鋼製、約7.2㎡、写真⑥) がある。 ☒ 物件1の土地上に電柱がある (写真⑦参照)。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者会社前代表者)	1 本件建物での営業が終了したのは令和6年6月頃です。事務所内のカレンダーが先の月を表示しているのは陸運局の関係の仕事のためです。 2 物件1の土地には車を置いていました。物件1の土地にあるコンテナにはお客さんのタイヤを保管していました。 3 最初は物件1の土地に建物を建てようとしたのですが、東側の擁壁の深さ分をバックしなくてはいけないということで建物を建てるスペースがなくなり、物件2の土地に建物を建てました。 4 物件1の土地は水はけが悪かったので高さ1メートル以上の土を入れて盛り土にしました。それ以降問題はありませんでした。 5 対岸の落葉樹からの落ち葉の処理は大変でした。 6 本件建物に不具合はありません。 7 本件土地と隣地とで境界の争いはありません。 8 近隣から異臭はありませんが、近くにある元パチンコ屋で今は廃棄物の解体処理場になったところから、解体時の音が出てうるさいです。 9 物件1の土地にある電柱の地代として3年に1回東京電力から5000円くらいもらっていると思います。 10 本件土地の隣の川が氾濫したことはありません。 本件土地周辺に動物は出ません。 以 上

執行官の意見

■下記のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

2 所有者会社の状況

(1) 本件土地建物の所有者であり本件債務者でもあるケンビ・オート株式会社（以下「所有者会社」という。）は令和6年6月5日破産手続開始となったが、令和7年10月11日に費用不足による破産手続廃止の決定確定となり、所有者会社の登記が閉鎖された。

(2) 破産手続開始の決定により所有者会社は解散となり（会社法471条5号）、取締役はその地位を失い（会社法330条，民法653条2号）、代表者が不存在となっていることから本件競売手続の進行のため特別代理人として弁護士Aが選任されている。

3 売却対象範囲

本件土地上にあるコンテナ（鋼製、約7.2㎡、写真⑥）及び物置（スチール製、約2㎡、写真⑤）はいずれも土地に定着していないことから売却対象外の動産となる。

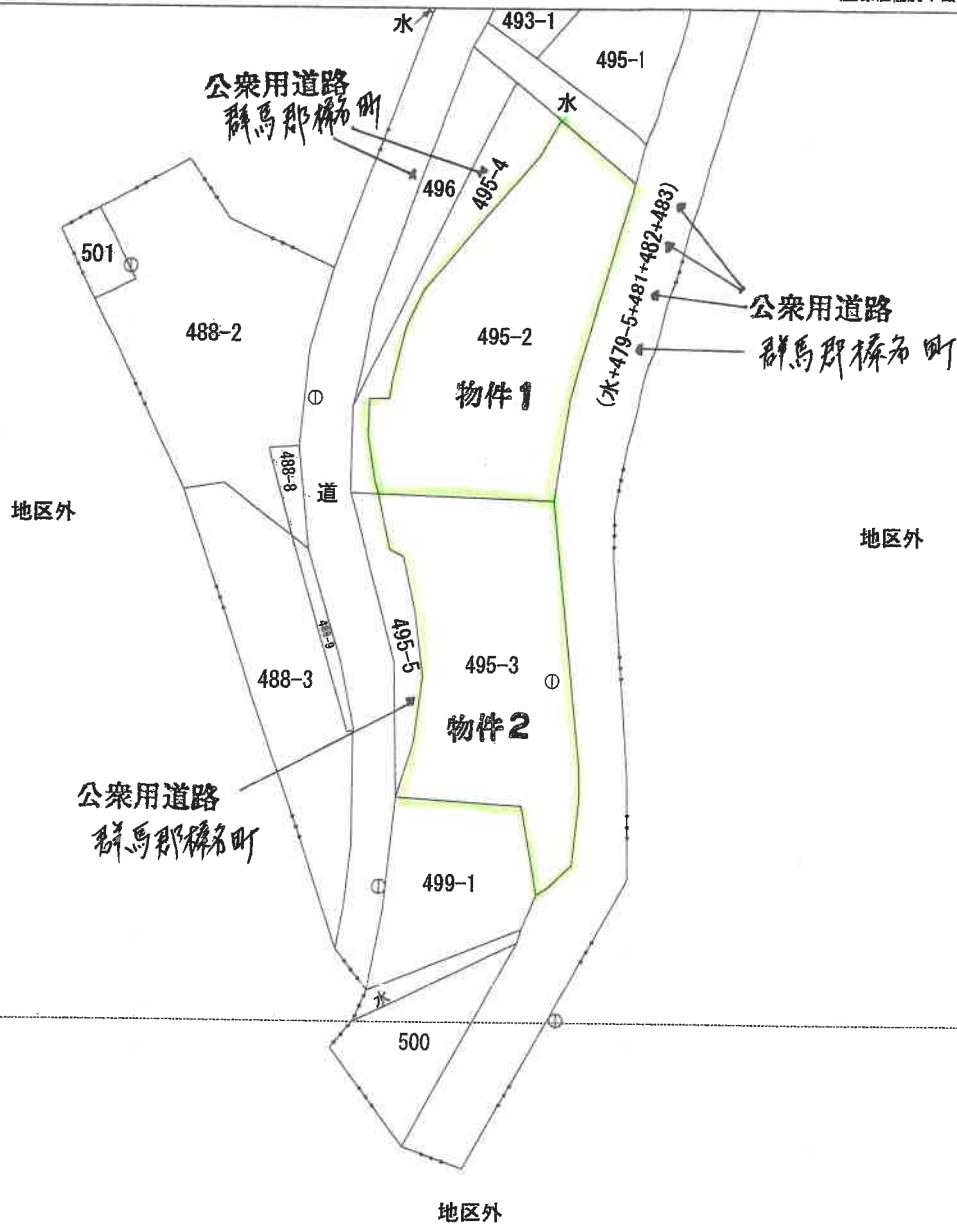
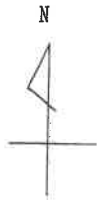
4 その他

前橋地方法務局で確認したところ、本件土地上には本件建物以外の登記建物は存在しなかった。

以上

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法
令和7年12月5日(金) 15:23 - 15:29	前橋地方法務局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 地積測量図交付申請 ☒ 本件土地上の本件建物以外の登記建物の有無調査
令和7年12月5日(金) 13:46 - 13:47	高崎市役所 資産税課	☒ 家屋平面図交付申請 (12月9日受領) ☒ 土地家屋現況図交付申請 (12月9日受領) ☐
令和7年12月8日(月) -	執行官室	☒ 特別代理人Aへ事務連絡発送 (切手110円使用) ☐ ☐
令和7年12月11日(木) 11:35 - 11:46	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 写真撮影 ☐ ☐
令和8年1月7日(水) 9:50 - 10:21	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 立入調査 写真撮影 ☒ 所有者会社元代表者Bから聴取 ☐
年 月 日() -		☐ ☐ ☐
年 月 日() -		☐ ☐ ☐
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年1月7日 目的物件は空き家で施錠されていたので、所有者会社特別代理人から借り受けた鍵で解錠して、建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和8年1月7日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)



-81678.666 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyuoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出



請求部	所在	高崎市三ツ子沢町字板堂				地番	495番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A3をA4に縮小コピー

令和7年11月5日
前橋地方務局高崎支局
登記官

請求番号：36-1
(1/1)

(7枚目)

登記年月日：平成29年6月19日

令和7年11月5日
前橋地方方法務局高崎支局

登記官

A3をA4に縮小コピー

請求番号：36-2

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号

495番3

建物の所在
高崎市三ツ子沢町字板堂 495番地3

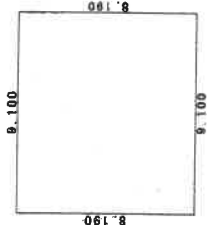
主たる建物



求積表

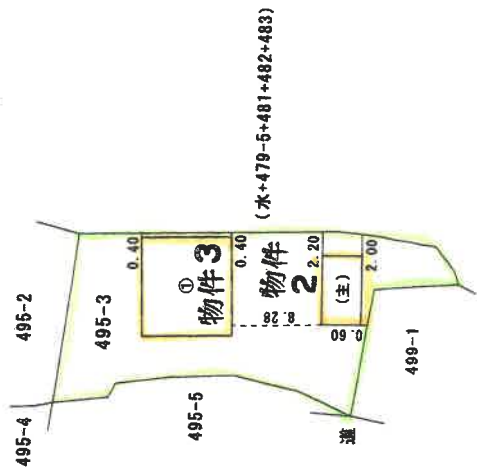
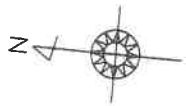
3.640 × 6.370	=	23.186800
合計		23.186800
床面積		23.18 m ²

附属建物符号1



求積表

8.190 × 9.100	=	74.529000
合計		74.529000
床面積		74.52 m ²



単位：m

作成者

作成年月日

平成29年6月16日

縮尺

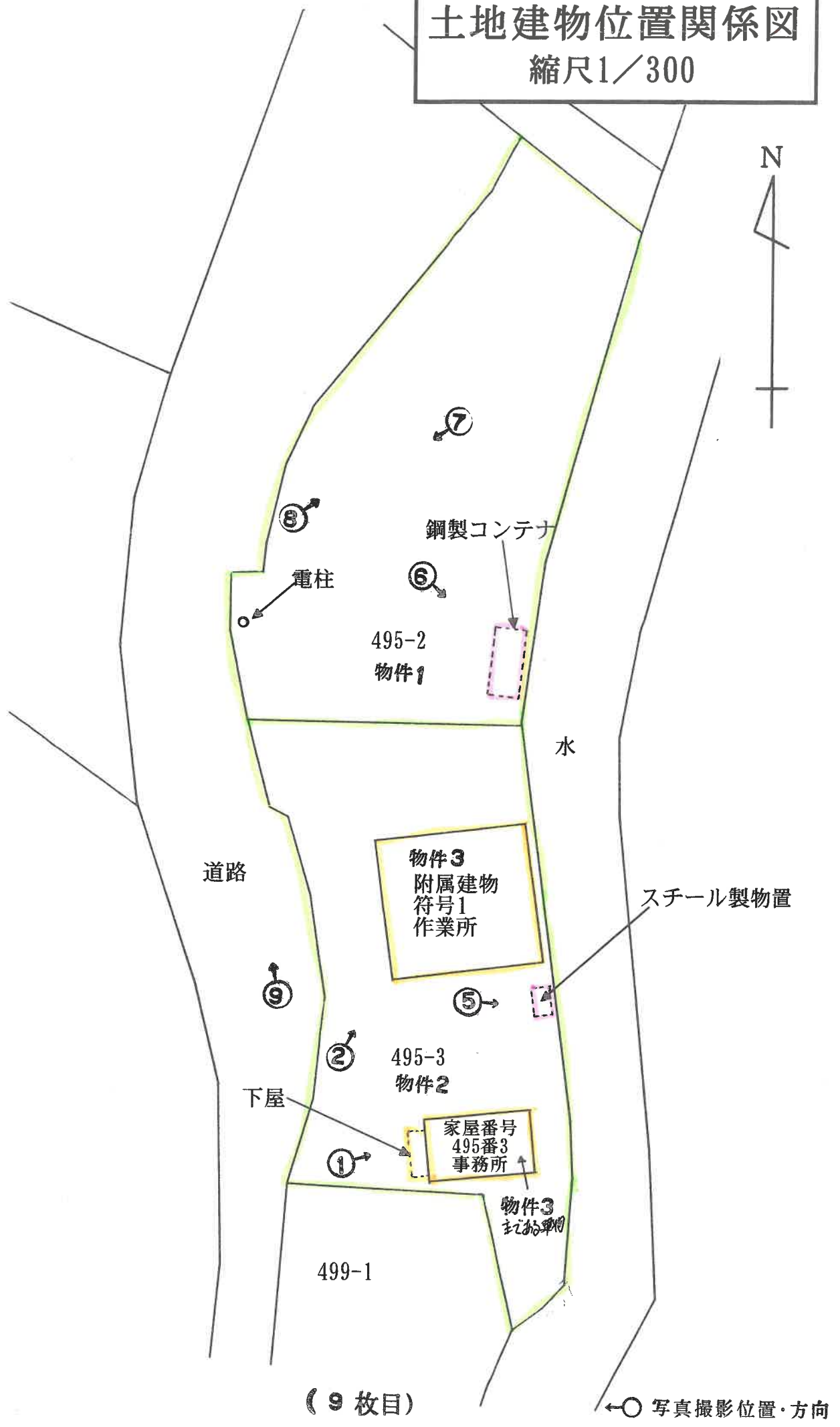
1/250

申請人

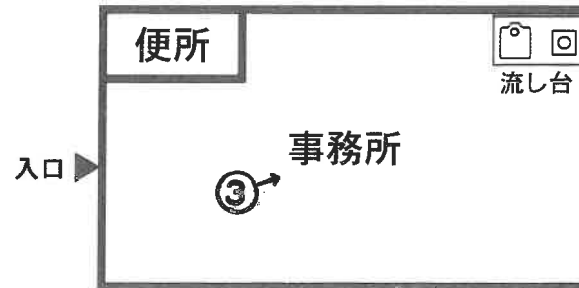
縮尺

1/500

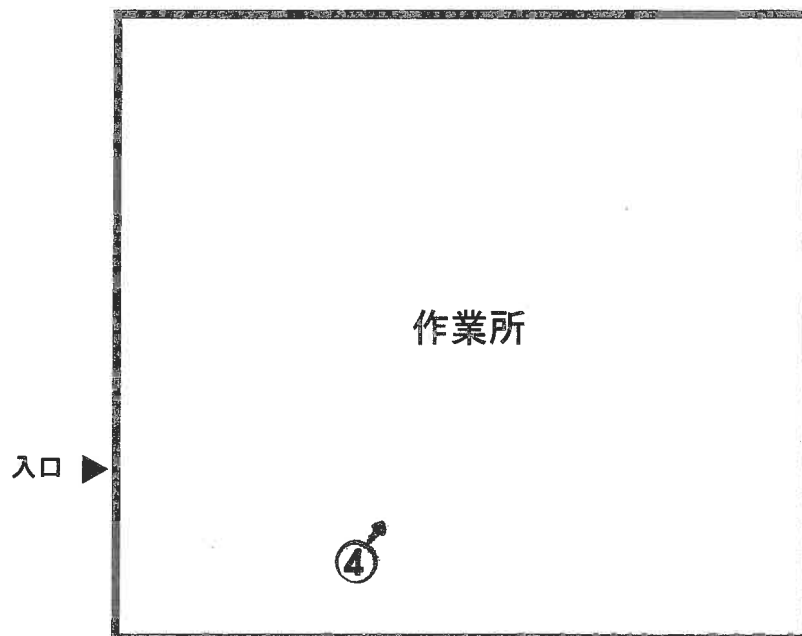
土地建物位置関係図
縮尺1/300



主である建物



附属建物 符号 1



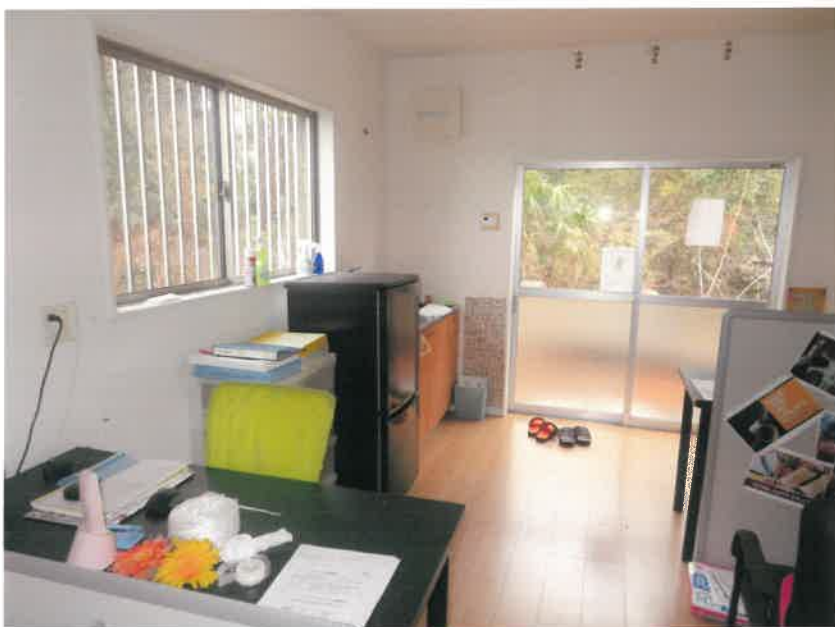


① 外観（主である建物）



② 附属建物

物件 2 の土地



③ 事務所（主である建物）



④作業所（附属建物）



⑤物置



⑥コンテナ

物件1の土地



電柱

道路からの出入口

⑦物件1の土地



⑧物件1の土地の北側



附属建物

⑨道路

令和 7 年 (ケ) 第 66 号
令和 8 年 1 月 7 日 現 地 調 査
令和 8 年 3 月 3 日 評 価
評価書番号 第 石評 3662 号

前橋地方裁判所高崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

石 田 寛 印

第1 評価額

一括価格	
金 3,290,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1,010,000 円
物件2 (土地)	金 730,000 円
物件3 (建物)	金 1,550,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3 の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	高崎市三ツ子沢町字板堂 4 9 5 番 2 宅地 497.36 m ²	同左
2	所在 地番 地目 地積	高崎市三ツ子沢町字板堂 4 9 5 番 3 宅地 439.44 m ²	同左
3	〈主である建物〉 所在 家屋番号 種類 構造 床面積 〈附属建物〉 符号 種類 構造 床面積	高崎市三ツ子沢町字板堂 4 9 5 番地 3 4 9 5 番 3 事務所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 1階 23.18 m ² 1 作業所 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 1階 74.52 m ²	同左
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び物件2）

位置・交通	J R 信越本線「群馬八幡」駅の北西方・道路距離約 6.1 km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	当該近隣地域は高崎市三ツ子沢町に所在し、県道背後に畑、戸建住宅、事業所等が混在し、その周囲に山林が広がる地域である。丘陵地の地勢であり、河川も近くに位置することから、地域の広がりは限定的である。地域要因に特段の変動は認められないことから、今後とも概ね現状維持の傾向で推移するものと予測される。	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 物件1は無指定地域、物件2は工業地域 70 % 60 % 200 % 200 % — 洪水浸水想定区域内 (0.5m～3.0m未満)
画地条件	地積 間口・奥行 形状 接道状況 その他	936.80 m ² 間口約 63 m、奥行約 17 m 不整形地 中間画地 道路からの入口付近及び画地内はおおむね平坦であるが、物件1と物件2の境付近は段状地となっている。 周囲は南向きの微傾斜地勢である。
接面道路の状況	西側幅員約3.7m～約5.4m舗装市道（市道榛名-217号線・認定幅員4.0～6.6m・建築基準法第42条2項道路・中心後退必要）に0m～約4.0m低く接面する中間画地。	
土地の利用状況等	物件1は、土地所有者が更地として占有している。物件2は、土地所有者が物件2土地上に物件3の建物を所有して占有している。	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	あり なし なし (注) 供給処理施設における「あり」とは対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうかは不明な場合をいう。
特記事項	1. 本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 2. 土壌汚染の可能性について調査したところ、土壌汚染対策法の規定による要措置区域若しくは形質変更時届出区域の指定の事実はなく有害物質特定施設の届出もない。よって土壌汚染の端緒は確認できなかった。 3. 物件1の土地に売却対象外の鋼製コンテナ（約7.2m³）が存する。 4. 物件1の土地に電柱が存する。 5. 物件2の土地に売却対象外のスチール製物置（約2m³）が存する。 6. 東側河川の東に存する樹木の枝が本件に越境している。 7. 物件1は東側の河川に伴う「がけ地」により、群馬県建築基準法施行条例第5条）が適用され得る。建物の建築に制限が生じる可能性があることから、評価にあたっては当該条例を考慮した。 8. 買受人は建築規制、ハザードマップによる確認をされたい。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	平成29年6月16日 新築
	経 過 年 数 経済的残存耐用年数	約 9 年 約 16 年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	木造 亜鉛メッキ鋼板ぶき サイディング ビニールクロス等 ビニールクロス等 クッションフロア等 電気設備、衛生設備、給排水設備等 下屋等
床面積（現況）	1階	23.18 m ²
	延	23.18 m ²
現 況 用 途 等	階 層 現況用途 間 取 り	1 階 事務所 執行官現況調査報告書参照
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	建物所有者が本建物を事務所（空家）として占有している。	
特 記 事 項	内壁のビニールクロスに剥がれが見られ、保守管理の状態はやや劣る。	

区 分	附属建物 符号 1	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	登記では年月日不詳
	経過年数 経済的残存耐用年数	約 9 年 約 16 年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 鋼板 仕上げなし 仕上げなし 土間コンクリート 電気設備 シャッター等
床面積（現況）	1階	74.52 m ²
	延	74.52 m ²
現 況 用 途 等	階 層 現況用途 間 取 り	1 階 作業所 執行官現況調査報告書参照
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	建物所有者が本建物を作業所（空家）として占有している。	
特 記 事 項	全部事項証明書に附属建物の建築年月日の記載はないが、固定資産公課証明書などから平成29年頃に建築されたと思料される。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格(円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	9,700	0.35	497.36	1.00	1,689,000
2	9,700	0.35	439.44	0.90	1,343,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 高崎(県) -35

番号 基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 1・2 19,800 円/㎡ × 99.4 / 100 × 100 / 101 × 100 / 200 = 9,700 円/㎡

◇ 時点修正 : 基準地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 画地条件等を考慮した。

◇ 地域格差 : 交通、環境条件格差率等を考慮した。

イ 個別格差率

1・2 : 0.35 形状、画地規模過大、不整形、間口奥行の関係、高低差、段状地、微傾斜地勢、洪水浸水想定区域、「がけ条例」による建築制限等含む。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物等価格 (円) ア×イ×ウ
3 (主)	130,000	23.18	0.255	768,000
附 ①	80,000	74.52	0.283	1,687,000
3 計				2,455,000

ウ 現価率 (減価修正)

物件番号 耐用年数に基づく方法 (定率法) 観察減価法 現価率
 残価率 経過 経過 残存
 3 (主) : $(3.0\%)^{\frac{9}{9+16}} \times (1-0.10) = 0.255$
 附 ① : $(3.0\%)^{\frac{9}{9+16}} \times (1-0.00) = 0.283$

観察減価 : 建物の保守管理の状態から上記のとおり査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,689,000	0.00	所有権	0
2	1,343,000	0.10	場所的利益	134,000
土地利用権等価格（合計）				134,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等について、物件1は所有権と判定し、その割合を0%とした。
物件2は場所的利益と判定し、その割合を10%とした。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	1,689,000	0	-	1.00	0.60	1,010,000
2	1,343,000	-134,000	-	1.00	0.60	730,000
3	2,455,000	+134,000	-	1.00	0.60	1,550,000
一括価格（合計）						3,290,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： なし

オ 競売市場修正： 第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地 価 調 査 : 高 崎 (県) - 35
所 在 : 高 崎 市 本 郷 町 字 塚 中 5 5 0 番 2
価 格 : 19,800 円/m²
位 置 : J R 信 越 本 線 「 群 馬 八 幡 」 駅 の 北 西 方 道 路 距 離 約 5 . 0 k m
価 格 時 点 : 令 和 7 年 7 月 1 日
地 積 : 200 m²
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 北 東 5.2 m 市 道
用 途 指 定 等 : 非 線 引 都 市 計 画 区 域 、 第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
(建 蔽 率 50 % 、 容 積 率 100 %)

地 域 の 概 要 : 一 般 住 宅 の 中 に 空 地 等 が 見 ら れ る 住 宅 地 域

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写

以 上

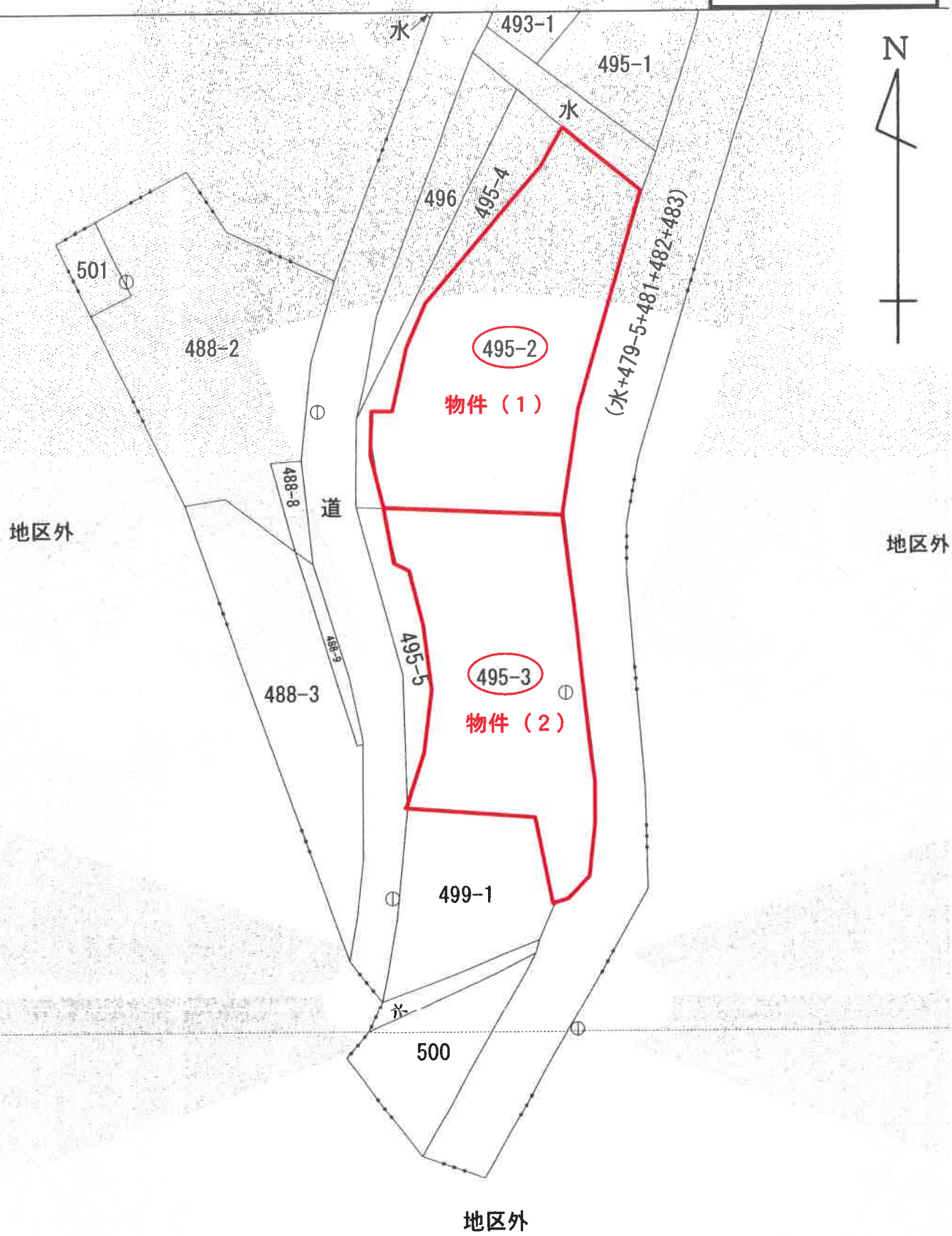
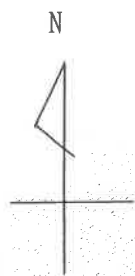
位置図

高崎市 白図
1 : 20,000



評価対象不動産





登記年月日：平成29年6月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年11月5日 前橋地方方法務局高崎支局

登記官

建物図面

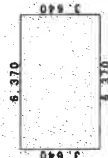
各階平面図

495番3

家屋番号

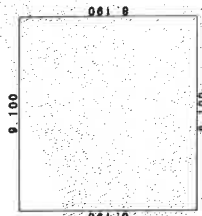
建物の所在
高崎市三ツ子沢町字板堂 495番地3

主たる建物

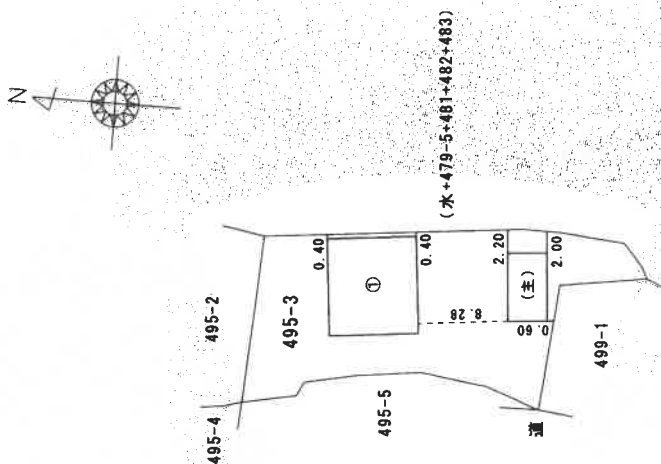


求積表	
3.640×6.370	$= 23.186800$
合計	23.186800
床面積	23.18 [㎡]

附属建物符号1



求積表	
8.100×9.100	$= 74.529000$
合計	74.529000
床面積	74.52 [㎡]



物件(3)

単位：m

作成者

作成
年月日

平成29年6月16日

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500